

障害者計画

平成27年度～平成29年度

概要版



第1章 計画の策定の考え方

1 計画の目的

- 我が国は、障害者権利条約の締結に向け、「障害者基本法の改正」「障害者虐待防止法の成立」「障害者総合支援法の成立」「障害者差別解消法の成立」「障害者雇用促進法の改正」といった国内法の整備を進めてきました。その後、国会における議論・承認を経て、平成26年1月に障害者権利条約の締約国になりました。
- このことにより、「障害に基づくあらゆる差別の禁止」や「障害者が社会に参加し、包容されることの促進」を基本とする、障害者の権利実現のための取組みが求められることになりました。
- 本区の基本構想では、「だれもがお互いに人格と個性を尊重し、支え合うまち」を障害福祉分野の将来像として、その実現に向けた基本的な7つの取組みを示しています。
- これらを受け、ノーマライゼーション¹やソーシャルインクルージョン²の理念のもと、障害のある人もない人も地域で共に暮らし、共に活動できる社会の実現に向けた取組みをより一層進めていくことが重要です。
- 障害者権利条約の中で掲げられている障害者に対する合理的配慮³については、国から示される基本方針に沿って、各自治体においても取組みを進めていくことが求められています。
また、障害の特性や多様なニーズに対応できる専門的な相談支援体制の構築を図るとともに、ライフステージに応じた切れ目のない支援と障害者が自らサービス等を選択し、その人らしい生活を送るための支援が求められています。
- こうした状況に着実に対応していくため、本区は、平成27年度から平成29年度までの3年間における障害者施策の考え方と取組みを示した「文京区障害者計画」を策定します。この計画に基づき、障害者権利条約の考え方を浸透させるとともに、障害の有無にかかわらず、互いに認め合いながら共に生きる地域社会の実現を目指していきます。

¹ノーマライゼーション 障害のある人もない人も、子どもも高齢者も、すべての人が地域で普通(ノーマル)の生活を送ることを当然とし、共に認め合って普通の生活ができる社会を創造すること、また、その考え方。

²ソーシャルインクルージョン すべての人々を孤独や孤立、排除や摩擦から援護し、健康で文化的な生活の実現につなげるよう、社会の構成員として包み支え合うという理念。

³合理的配慮 障害のある人もない人も、互いに生き方や生きがいを尊重し、認め合い、共に暮らしていくために必要な配慮。例えば、障害者が継続して仕事ができるよう人的な支援や職場環境の改善を雇用者が行うことや、障害者が円滑に移動できるように支援すること(過度の負担とならない範囲)が該当する。

2 計画の性格・位置づけ

- 本計画は、「文京区基本構想」に基づき、その基本理念、将来像等を踏まえて策定する、本区の福祉保健施策を推進するための基本となる総合計画である文京区地域福祉保健計画の分野別計画の1つです。
- また、本区の障害者計画は、障害者基本法に基づく「障害者計画」と障害者総合支援法に基づく「障害福祉計画」を一体的に策定した計画であり、区の障害者施策を総合的・計画的に推進するための基本計画となるものです。

| | 法的な位置付け | 策定の内容 |
|--------------|-----------------------------|---|
| 文京区 障害者計画 | 障害者基本法に基づく 「市町村障害者計画」 | ・ 障害者のための施策に関する基本的な事項を定めた中長期の計画。 |
| | 障害者総合支援法に基づく 「市町村障害福祉計画」 | ・ 障害者計画で示した基本的な事項のうち、障害福祉サービスに関する3年間の実施計画。 ・ 障害者総合支援法の各種サービス(訪問系サービス、日中活動系サービス、居住系サービス等)の事業量の見込等を示す。 |

3 計画の期間

- 本計画は、平成27年度から平成29年度までの3年間を計画期間とし、平成29年度に見直しを行います。

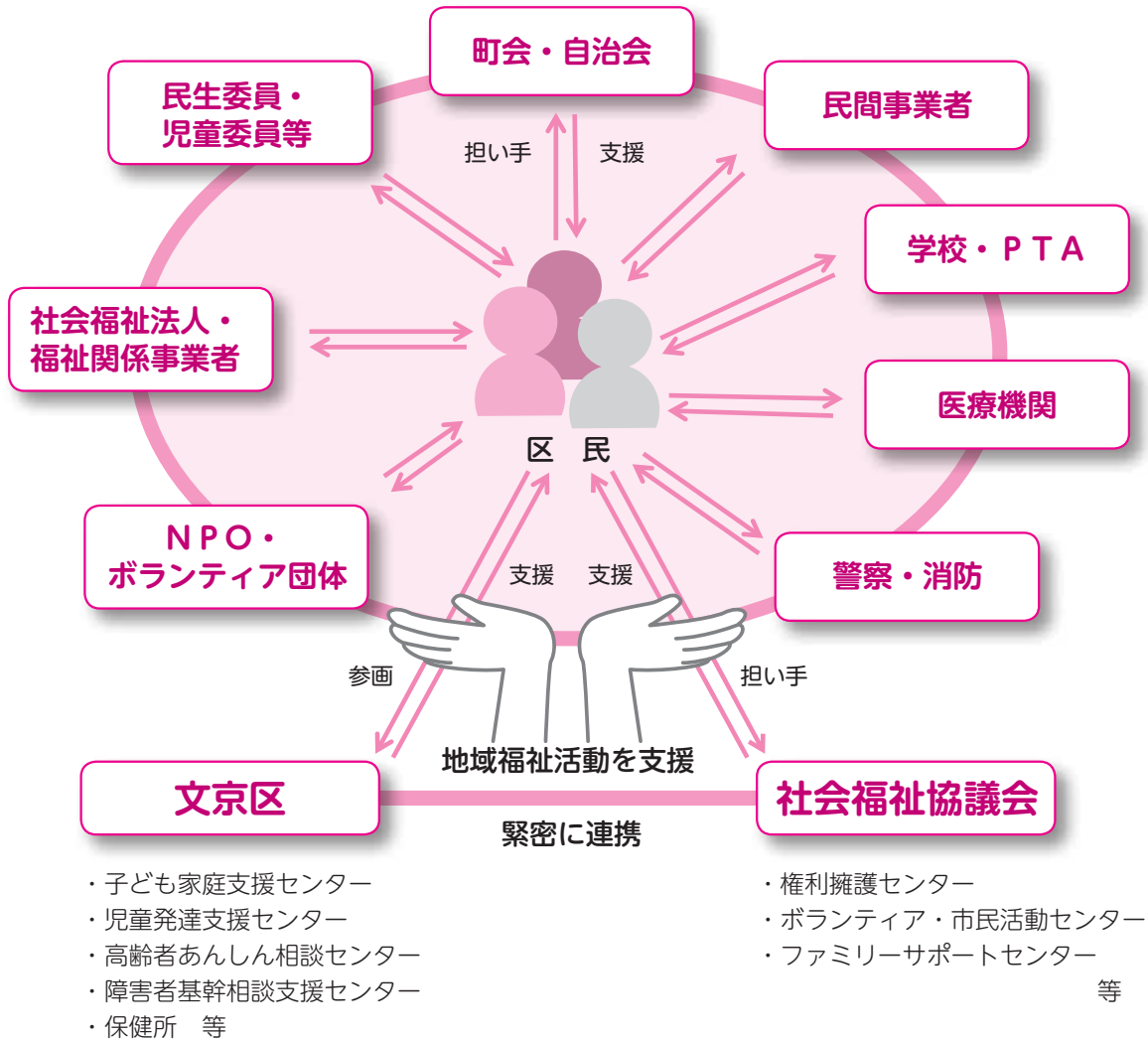
4 計画の推進に向けて

(1) 地域の連携と支え合いによる地域福祉保健の推進

- 地域では、区民、町会・自治会、民生委員・児童委員、福祉関係事業者、NPO、ボランティア団体など様々な主体が地域福祉保健の推進のために、日々主体的に活動しています。
- 本計画を推進していく上では、こうした地域による主体的な活動のすそ野をさらに広げ、様々な主体間の連携を強化するとともに、支援される人たちが時には支援する担い手として活躍するような地域ぐるみの支え合いを推進していくことが大切です。
- 区は、制度的に位置づけられた公的な福祉保健サービスを適切に提供するとともに、地域福祉の推進を担う社会福祉協議会と緊密に連携し、地域の主体的な活動への積極的な支援や様々な主体間の連携を促進し、各主体と協働して地域ぐるみの支え合いを推進します。

【図：地域福祉保健の推進に向けてのイメージ】

主体間の連携を強化し地域ぐるみの支え合いを推進



(2) 計画の進行管理

○本計画を着実かつ効果的に推進するため、公募区民、福祉保健関係団体の代表者、学識経験者で構成する「文京区地域福祉推進協議会」において、進行管理を行っていきます。

第2章 計画の基本理念・基本目標

○本計画では、地域福祉保健計画の総論で掲げた次の基本理念及び基本目標に基づいて障害者施策を推進していきます。

1 基本理念

○人間性の尊重

だれもが、個人として尊ばれ、人間性が生かされるとともに、人権が尊重される地域社会を目指します。

○自立の支援

だれもが、自分の意思に基づき、自らの選択のもとに自立した生活を営み、自己実現できるよう支援します。

○支え合い認め合う地域社会の実現

ノーマライゼーションやソーシャルインクルージョンの理念に基づき、だれもが、主体的に社会参加でき、相互に人格と個性を尊重し、支え合い認め合う地域社会の実現を目指します。

○健康の保持・増進

だれもが、健康で安全な生活を享受でき、生涯を通じて健康を保持・増進することができる地域社会を目指します。

○区民参画及び協働の推進

区民、地域活動団体、NPO、事業者などが、地域の課題を解決するための活動に主体的に参画し、協働することを推進します。

○男女平等参画の推進

男女が互いの人権や個性を尊重し、社会のあらゆる分野に参画して、個性豊かにいきいきと暮らせる地域社会を目指します。

2 基本目標

○だれもが、いきいきと自分らしく、健康で自立した生活を営める地域社会を目指します。

○だれもが、住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、必要な福祉保健サービスを自らの選択により利用でき、互いに支え合う地域社会を目指します。

第3章

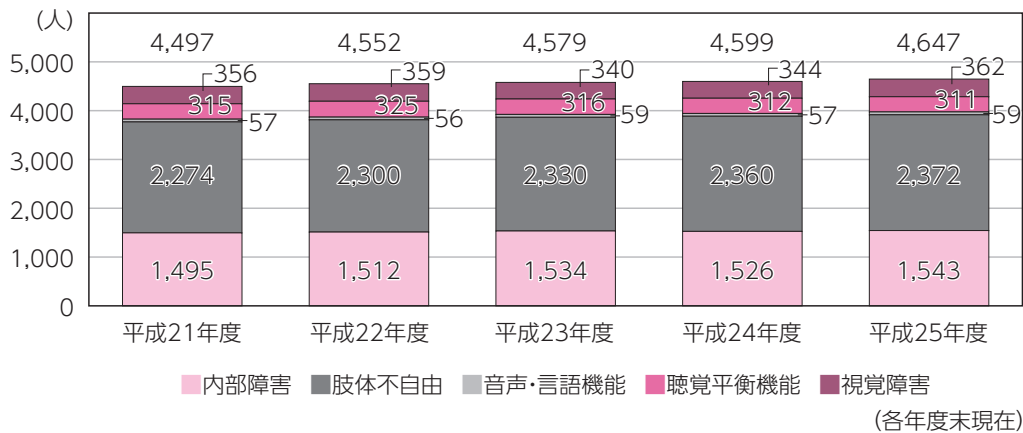
障害者・障害児を取り巻く現状

1 障害者・障害児の人数

(1) 身体障害者手帳所持者数の推移

身体障害者手帳所持者は、平成25年度末現在、4,647人です。4年前の平成21年と比較すると、3.3%の増加となっています。障害種別では、肢体不自由が最も多く51.0%、肢体不自由と内部障害を合わせると、全体の84.2%を占めています。

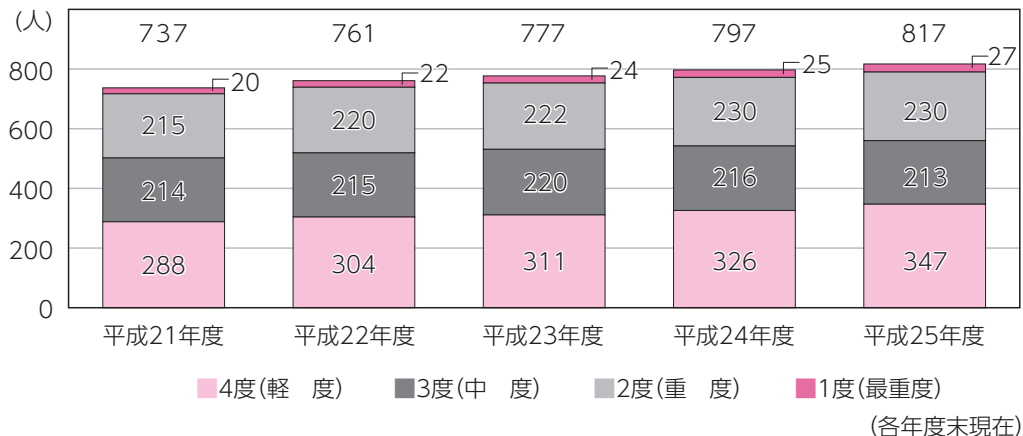
【図表：身体障害者手帳所持者数の推移】



(2) 愛の手帳所持者数の推移

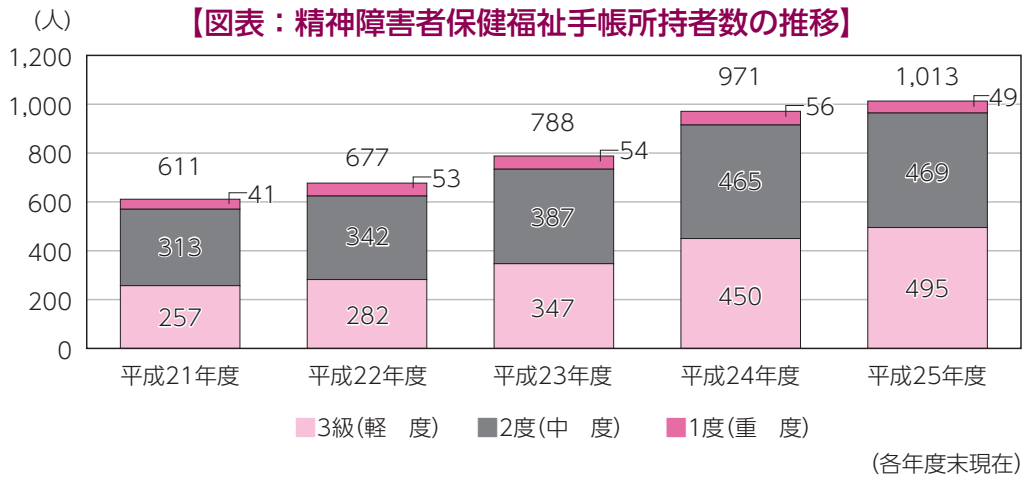
愛の手帳所持者は、平成25年度末現在、817人です。4年前の平成21年度と比較すると、10.9%の増加となっています。4度(軽度)が最も多く42.5%を占め、4度(軽度)と3度(中度)を合わせると、全体の68.5%を占めています。

【図表：愛の手帳所持者数の推移】



(3) 精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移

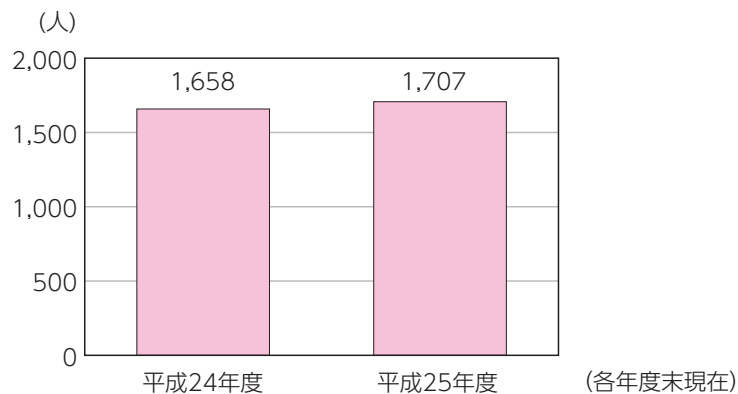
精神障害者保健福祉手帳所持者は、平成25年度末現在、1,013人です。4年前の平成21年度と比較すると65.8%増加しています。障害者総合支援法による自立支援医療(精神通院)の利用者は、平成25年度末現在、2,344人で、平成21年度の利用者(1,728人)と比較すると、35.6%の増加となっています。



(4) 難病医療券所持者数の推移

平成25年4月に施行された障害者総合支援法にて、障害者・児の範囲に新たに難病患者が加わりました。難病医療券所持者数は、平成24年度末現在で1,658人、平成25年度末現在で1,707人となっています。

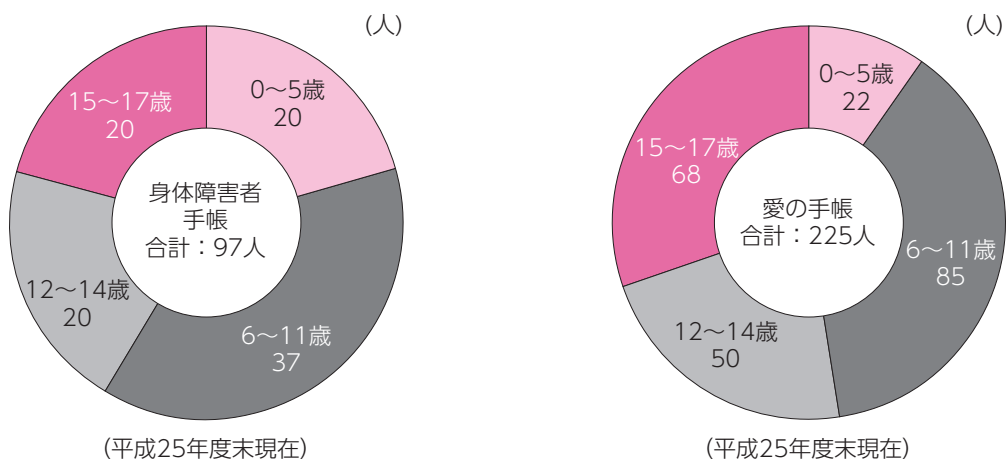
【図表：難病医療券所持者数の推移】



(5) 障害児の年齢別手帳所持者数

障害児の手帳所持者数は、平成25年度末現在、身体障害者手帳と愛の手帳を合わせて322人となっています。

【図表：障害児の年齢別手帳所持者数】



2 地域生活の現状と課題

地域の現状や障害者(児)実態・意向調査から、以下の課題が浮き彫りになりました。

■ 障害福祉サービス等の利用状況と日常生活への支援における課題

- ・ 年々増加する障害福祉サービスの利用者に対し、障害の特性や状況に応じて適正にサービスが提供されること
- ・ 障害者が自ら望む生活を営めるようにするため、生活の場を確保するなど障害福祉サービス基盤の整備がされること
- ・ 様々な情報媒体で、分かりやすい情報提供がされること

■ 相談支援と権利擁護における課題

- ・ 身近で分かりやすく、利用しやすい相談窓口があること。また、各関係者が連携した支援を行うこと
- ・ 障害者が安心して暮らしていくために、成年後見制度等について一層の周知啓発を行うとともに、障害者の権利擁護についての取組みが推進されること
- ・ 障害者虐待の件数が零ではないことから、地域で防止するための取組みが推進されること

■ 障害者の就労における課題

- ・ 就労のために必要な情報提供や相談支援、作業訓練等が充実すること
- ・ 障害の特性や個性に合わせた多様な就業形態があること
- ・ 障害や健康状態を理解し柔軟な対応が取れるような、企業側の理解と受け入れ体制の整備が進むこと

■ 子どもの育ち及び家庭への支援における課題

- ・ 療育相談件数が年々増加していることから、相談支援体制が充実し適切な支援につながる
- ・ 子どもの成長や発達、進路に関する相談窓口と子どもの成長段階や特性に応じた専門訓練が充実すること
- ・ 保育士・教員等の資質の向上を図るとともに、保育(福祉)と教育が連携し、切れ目のない支援が受けられること
- ・ 障害のある子どもの居場所対策の充実が図られること

■ バリアフリー(ソフト・ハード)の推進における課題

- ・ 道や施設のハード面と、自転車のマナーを守る等ソフト面の両面のバリアフリーが推進されること
- ・ 学校や職場等を含めた地域全体で障害者に対する理解が進むこと
- ・ 障害者・児と地域の交流の機会を増やすとともに、学校での福祉教育の推進を図ること

■ 防災・災害対策における課題

- ・ 発災時の障害者・児の安否確認や避難誘導等、地域での支援体制が強化されること
- ・ 障害者が利用しやすいよう避難所が整備されること
- ・ 災害時においても医療が確保されること

第4章 主要項目及びその方向性

区が今後3か年で推進していく主要項目を以下の6つに分類しました。各項目について方向性を掲げ、その達成に向けた取り組みを進めていきます。

(1) 自立に向けた地域生活支援の充実

障害者が住み慣れた地域で自立した生活を営むためには、障害の特性及び生活の実態に応じた適切な支援の提供や、地域生活を継続するための障害福祉のサービス基盤整備等が必要です。

そのため、グループホームや通所施設等の整備を進めることで地域での生活の場を確保するとともに、ライフステージやライフスタイルによって多様化するニーズを考慮しながら、利用者それぞれの障害の特性や状況に応じたサービスを適正に提供し、障害者の自立した生活に必要な支援の充実を図っていきます。

さらに、障害者施設入所者や病院に入院している障害者に対して、地域移行や地域定着に向けた支援を行うとともに、地域定着促進のための関係機関の連携等、支援体制の構築を図っていきます。

また国の基本指針⁴では、障害者の地域生活に必要な機能の整備として、相談支援体制や地域のネットワーク作り、緊急時の受入などに対応する地域生活支援拠点を、平成29年度末までに各市町村又は圏域に少なくとも1か所整備することを目標にしています。区においても地域自立支援協議会等で協議・検討し、整備に向けた取り組みを行っていきます。

(2) 相談支援の充実と権利擁護の推進

障害者がいきいきと自分らしい生活を送るためには、障害福祉サービス等の必要な情報が適切に入手でき、また、困ったことや日常生活のことについて、気軽に相談できる場が身近にあることが大切です。

そのため、障害特性を踏まえて、障害福祉サービス等の情報を提供するとともに、障害者にとって分かりやすく、利用しやすい総合相談窓口として障害者基幹相談支援センターを設置します。さらに、地域における相談支援の中核的な拠点となる障害者基幹相談支援センターと関係機関が連携しながら、専門的かつ継続的な相談支援が行えるよう体制を構築することで、相談支援の充実を図っていきます。

また、障害を理由とした不当な差別等を受けることなく、障害者の権利が十分に守られ、地域で安心して暮らせる社会であることが大切です。

障害者差別解消法の成立、障害者権利条約の締結を踏まえ、障害者の権利の実現に向けた取り組みを強化し、差別のない共生社会の実現を目指します。また、成年後見制度のさらなる普及啓発、意思決定支援の質の向上等に取り組むことに加え、障害者虐待の防止に向けた地域のネットワークづくりや養護者への支援等を進めることにより、障害者が安心して地域生活を送れるよう支援を行っていきます。

⁴基本指針：障害者総合支援法第87条に規定する厚生労働省の定める基本指針(平成18年厚生労働省告示第395号)。これにより、障害福祉計画の策定にあたっては、障害福祉サービス、相談支援並びに地域生活支援事業の提供体制の確保に係る目標等を設定することとされている。

(3) 障害者が当たり前に働ける就労支援

障害者が地域で自立した生活を送るためには、障害の特性や健康状態などに合わせた働き方ができる多様な雇用の場が必要です。また、障害者雇用促進法で定める法定雇用率の引き上げ等により企業の採用意欲が高まる中、障害者への支援だけでなく、受け入れ側である企業への支援も求められています。

そのため、就労関係機関の中心となる障害者就労支援センターの専門性を高めるとともに、訓練作業室の設置等機能の充実を図り、よりきめ細やかな支援を行っていきます。加えて、就業している障害者が長く働き続けられるよう、職場定着支援についても取組みを推進していきます。

また、福祉的就労の底上げを図るため、福祉施設における利用者の工賃を上げる取組みを行うとともに、利用者の就労に関する知識や能力の向上を図っていきます。

(4) 子どもの育ちと家庭の安心への支援

子どもの育ちと家族を支援していくためには、子どもの発達や成長等に関して気軽に相談できる場や、障害の早期発見や早期療育、子どもの成長段階に応じた適切な支援が必要です。また、子どもを取り巻く関係機関が連携しながら、切れ目のない継続した支援を行うことが重要です。

平成27年度には、幼児・児童・生徒に対する福祉部門と教育部門の総合相談窓口を設置することで、総合的な相談支援体制を構築し、子どもとその家族を含めた相談支援の充実を図っていきます。また、新たに児童発達支援センターを設置し、関係機関との連携の強化を図ることで、子どもの成長段階に応じた適切な支援を行い、切れ目のない療育の充実を図っていきます。

また、全ての子どもが地域で安心して過ごし育つことのできる社会を目指すため、障害の有無に関わらず共に育ちあう環境を整えるとともに、遊び等の様々な経験を通して、障害や障害児への理解を促していきます。

さらに、仕事と子育ての両立を含めた障害のある子どもの保護者の支援を図るとともに、就学児に対しては、生活能力向上のための必要な訓練と併せて社会への参加の促進を図るための居場所づくりを行うことで、家庭の負担感を軽減し、子どもの育ちと家庭の安心に対する支援を行っていきます。

(5)ひとにやさしいまちづくりの推進

障害者を含めた全ての人が安心・安全に暮らし、積極的に社会参加するためには、3つのバリアフリーを推進していく必要があります。

3つのバリアとは、「まちのバリア」、「情報のバリア」、「心のバリア」を指します。これらの障壁を取り除くために、まず、「まちのバリアフリー」では、区内の公共的性格をもつ施設や道路など、障害者を含む全ての人が安全かつ快適に利用できるように整備し、ユニバーサルデザインの考え方を取り入れたまちづくりを進めます。また、「情報のバリアフリー」では、障害に応じた適切な媒体によって、必要な情報を入手できるための取組みを推進し、「心のバリアフリー」では、学校や職場などを始めとする、地域における障害や障害者に対する理解を促進する取組みを行います。

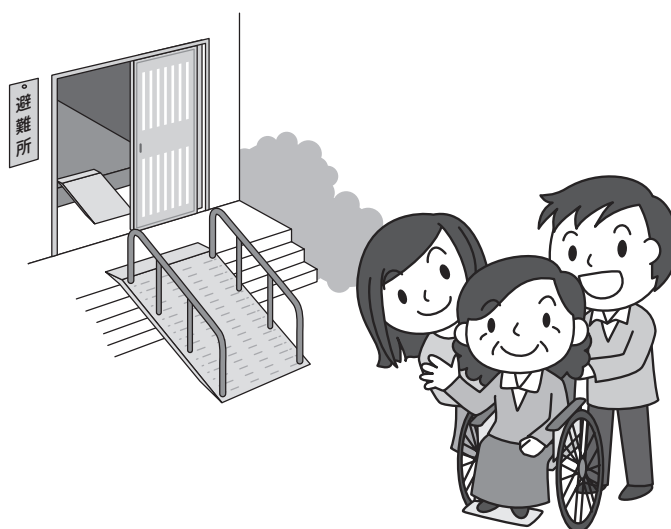
このようにハード面・ソフト面の障壁を取り除く取組みを進め、ノーマライゼーションの考え方に基づいた共生社会の実現を目指します。

(6)災害対策と緊急事態に対する支援

発災時や緊急事態に対応するためには、安否確認や避難誘導、情報提供等の支援を迅速に行っていく必要があります。そのため、避難行動要支援者名簿の作成や利用、提供方法等の検討を進めるとともに、障害者とその家族を地域全体で支えるコミュニティの形成を進め、災害時要援護者に関する情報の充実、地域におけるネットワークの構築を図り、地域の災害対応力を高めていきます。

また、在宅避難者への支援を的確に行うとともに、障害特性に配慮した避難スペースやトイレのバリアフリー化など、障害者への配慮を加えた避難所や福祉避難所の整備を進め、災害時における障害者への支援の充実を図ります。

さらに、障害特性に応じた災害時の情報の入手や、障害者自身が困っていることを周囲に知らせるための意思疎通への支援など、災害・緊急事態における障害特性に応じた支援体制を充実させていきます。



第5章 計画の体系

| 小項目 | 計画事業 | 就学前 | 就学後 | 卒業期／ 就職期 | 高齢期* |
|-----------------------|--------------------|-----|-----|-------------|------|
| 1 まちのバリアフ リーの推進 | (1) 建築物等のバリアフリーの推進 | ▶ | | | |
| | 2 道のバリアフリーの推進 | ▶ | | | |

【計画事業について】

- ・番号：計画事業量を掲げ、進行管理の対象とする事業です。
- ・()付番号：進行管理の対象外の事業です。
- ・他の分野別計画で進行管理の対象とする事業は、計画事業名の後
に当該分野別計画の頭文字と事業番号を記載しています。
地：地域福祉保健の推進計画
子：子育て支援計画
保：保健医療計画
- ◆：第4期障害福祉計画(平成27年度～29年度)において、年度ごとの利用者数、量の見込みを定めることとされたものです。

その事業の対象となるライフステージの範囲を示しています。

※高齢期については、65歳以上と40歳以上65歳未満の方で介護保険サービスが利用できる方は、介護保険サービスが優先されます。

| 1 自立に向けた地域生活支援の充実 | | | | | |
|----------------------------|-------------------------|-----|-----|-------------|-----|
| 小項目 | 計画事業 | 就学前 | 就学後 | 卒業期／ 就職期 | 高齢期 |
| 1 個に応じた 日常生活への 支援 | 1 居宅介護(ホームヘルプ)◆ | ▶ | | | |
| | 2 重度訪問介護◆ | ▶ | | | |
| | 3 同行援護◆ | ▶ | | | |
| | 4 行動援護◆ | ▶ | | | |
| | 5 重度障害者等包括支援◆ | ▶ | | | |
| | 6 生活介護◆ | ▶ | | | |
| | 7 療養介護◆ | ▶ | | | |
| | 8 短期入所(ショートステイ)◆ | ▶ | | | |
| | (9) 補装具の支給 | ▶ | | | |
| | 10 意思疎通支援事業◆ | ▶ | | | |
| | 11 日常生活用具給付◆ | ▶ | | | |
| | 12 移動支援◆ | ▶ | | | |
| | 13 日中短期入所事業◆ | ▶ | | | |
| | (14) 緊急一時介護委託費助成 | ▶ | | | |
| | 15 短期保護 | ▶ | | | |
| | (16) 福祉タクシー | ▶ | | | |
| | 17 地域生活安定化支援事業 | ▶ | | | |
| | 18 日中活動系サービス施設の整備 | ▶ | | | |
| | 19 地域生活支援拠点の整備に向けた検討◆ | ▶ | | | |
| 2 事業者への 支援・指導 | (1) 福祉サービス第三者評価制度の利用促進 | ▶ | | | |
| | (2) 障害福祉サービス事業者等への指導・監査 | ▶ | | | |
| | (3) 障害者施設職員等の育成・確保 | ▶ | | | |

| 3 障害者が当たり前に働ける就労支援 | | | | | |
|----------------------|---------------------------------------|-----|-----|-------------|-----|
| 小項目 | 計画事業 | 就学前 | 就学後 | 卒業期/ 就職期 | 高齢期 |
| 1 就労支援体制 の確立 | 1 障害者就労支援の充実 | | | | |
| | (2) 就労支援ネットワークの構築・充実 | | | | |
| | 3 就労促進助成事業 | | | | |
| 2 職場定着支援の 推進 | 1 就業先企業への支援 | | | | |
| | 2 安定した就業継続への支援 | | | | |
| | (3) 就労者への余暇支援 | | | | |
| 3 福祉施設等 での就労支援 | 1 福祉施設から一般就労への移行◆ | | | | |
| | 2 就労移行支援◆ | | | | |
| | 3 就労継続支援(A型・B型)◆ | | | | |
| | (4) 福祉的就労の充実 | | | | |
| | (5) 障害者優先調達推進法に基づいた障害者施設等からの物品等の調達の推進 | | | | |
| | 6 日中活動系サービス施設の整備【再掲1-1-18】 | | | | |
| 4 就労機会の拡大 | (1) 区の業務における就労機会の拡大 | | | | |
| | (2) 障害者雇用の普及・啓発 | | | | |
| | (3) 地域雇用開拓の促進 | | | | |

| 4 子どもの育ちと家庭の安心への支援 | | | | | | |
|---|------------------------------|-----|-----|-------------|-----|--|
| 小項目 | 計画事業 | 就学前 | 就学後 | 卒業期／ 就職期 | 高齢期 | |
| 1 障害のある 子どもの 健やかな成長 | 1 乳幼児健康診査 保1-4-3 | ▶ | | | | |
| | 2 発達健康診査 | ▶ | | | | |
| | 3 療育相談の充実 | ▶ | ▶ | | | |
| | (4) 発達に関する情報の普及啓発 | ▶ | | | | |
| 2 相談支援の 充実と 関係機関の 連携の強化 | 1 児童発達支援センターの運営 | ▶ | ▶ | | | |
| | (2) 多様な支援機関の連携 | ▶ | ▶ | | | |
| | (3) 継続支援体制の充実 | ▶ | ▶ | | | |
| | (4) 専門的療育訓練 | ▶ | ▶ | | | |
| | (5) 個別の支援計画の作成 | ▶ | ▶ | | | |
| | (6) 専門家による巡回相談事業 | ▶ | ▶ | | | |
| | 7 障害児相談支援◆ | ▶ | ▶ | | | |
| 3 乳幼児期・ 就学前の支援 | 1 児童発達支援◆ | ▶ | ▶ | | | |
| | 2 医療型児童発達支援◆ | ▶ | ▶ | | | |
| | 3 保育所等訪問支援◆ | ▶ | ▶ | | | |
| | 4 保育園障害児保育 | ▶ | | | | |
| | 5 幼稚園特別保育 | ▶ | | | | |
| | 6 就学前相談体制の充実 | ▶ | ▶ | | | |
| 4 学齢期の支援 | 1 総合相談事業の充実 | ▶ | ▶ | | | |
| | 2 特別支援教育の充実 | | ▶ | | | |
| | 3 育成室の障害児保育 | | ▶ | | | |
| | 4 バリアフリーパートナー事業 | ▶ | ▶ | | | |
| | (5) 個に応じた指導の充実 | | ▶ | | | |
| | (6) 交流及び共同学習支援員配置事業 | | ▶ | | | |
| | (7) 特別支援教育担当指導員配置事業 | | ▶ | | | |
| | (8) 特別支援連携協議会専門家チームの運営 | ▶ | ▶ | | | |
| | 9 放課後等デイサービス◆ | | ▶ | | | |
| 5 障害の有無に 関わらず、 地域で過ごし 育つ環境づくり | 1 保育園障害児保育 【再掲4-3-4】 | ▶ | | | | |
| | 2 幼稚園特別保育 【再掲4-3-5】 | ▶ | | | | |
| | 3 育成室の障害児保育 【再掲4-4-3】 | | ▶ | | | |
| | (4) 交流及び共同学習支援員配置事業【再掲4-4-6】 | | ▶ | | | |
| | (5) ぴよぴよひろば(親子ひろば事業) | ▶ | | | | |
| | (6) 子育てひろば | ▶ | | | | |
| | (7) 児童館 | ▶ | ▶ | | | |
| | (8) b-lab(文京区青少年プラザ) | | ▶ | | | |

| 5 ひとにやさしいまちづくりの推進 | | | | | |
|---|--|-----|-----|-------------|-----|
| 小項目 | 計画事業 | 就学前 | 就学後 | 卒業期/ 就職期 | 高齢期 |
| 1 まちの バリアフリーの 推進 | (1) 建築物等のバリアフリーの推進 | ▶ | ▶ | ▶ | ▶ |
| | 2 道のバリアフリーの推進 地2-1-3 | ▶ | ▶ | ▶ | ▶ |
| | (3) 文京区バリアフリー基本構想の策定 | ▶ | ▶ | ▶ | ▶ |
| | (4) 総合的自転車対策の推進 | ▶ | ▶ | ▶ | ▶ |
| | (5) 公園再整備事業 | ▶ | ▶ | ▶ | ▶ |
| | (6) コミュニティバス運行 | ▶ | ▶ | ▶ | ▶ |
| 2 心の バリアフリーの 推進 | 1 障害及び障害者・児に対する理解の促進 (理解促進研修・啓発事業)◆ | ▶ | ▶ | ▶ | ▶ |
| | 2 障害者週間記念行事「ふれあいの集い」の充実 | ▶ | ▶ | ▶ | ▶ |
| | (3) 障害者事業を通じた地域交流 | ▶ | ▶ | ▶ | ▶ |
| 3 情報の バリアフリーの 推進 | (1) 情報バリアフリーガイドラインの策定 | ▶ | ▶ | ▶ | ▶ |
| | (2) 情報バリアフリーの推進 | ▶ | ▶ | ▶ | ▶ |
| 4 防災・安全 対策の充実 | (1) ヘルプカードの普及啓発 | ▶ | ▶ | ▶ | ▶ |
| | (2) 災害時要援護者への支援 | ▶ | ▶ | ▶ | ▶ |
| | 3 福祉避難所の拡充 地3-4-4 | ▶ | ▶ | ▶ | ▶ |
| | (4) 避難所運営協議会の運営支援 | ▶ | ▶ | ▶ | ▶ |
| | 5 災害ボランティア体制の整備 地3-4-3 | ▶ | ▶ | ▶ | ▶ |
| | 6 耐震改修促進事業 地3-4-5 | ▶ | ▶ | ▶ | ▶ |
| | 7 家具転倒防止器具設置費用助成 地3-4-6 | ▶ | ▶ | ▶ | ▶ |
| | (8) 緊急通報・火災安全システムの設置 | ▶ | ▶ | ▶ | ▶ |
| 5 地域との交流 及び文化活動・ スポーツ等への 参加支援 | (1) 障害者事業を通じた地域交流 【再掲5-2-3】 | ▶ | ▶ | ▶ | ▶ |
| | (2) 地域に開かれた施設運営 | ▶ | ▶ | ▶ | ▶ |
| | 3 障害者週間記念行事「ふれあいの集い」の充実 【再掲5-2-2】 | ▶ | ▶ | ▶ | ▶ |
| | (4) 心身障害者・児レクリエーション | ▶ | ▶ | ▶ | ▶ |
| | (5) 障害者スポーツ等の推進 | ▶ | ▶ | ▶ | ▶ |
| 6 地域福祉の 担い手への 支援 | 1 ボランティア・市民活動への支援 地1-1-2 | ▶ | ▶ | ▶ | ▶ |
| | (2) 点訳ボランティア・手話通訳ボランティア等の養成 | ▶ | ▶ | ▶ | ▶ |
| | 3 手話奉仕員養成研修事業◆ | ▶ | ▶ | ▶ | ▶ |
| | 4 ふれあいいいききサロン 地1-1-3 | ▶ | ▶ | ▶ | ▶ |
| | 5 ファミリー・サポート・センター事業 子3-1-3 | ▶ | ▶ | ▶ | ▶ |
| | (6) 民生委員・児童委員による相談援助活動 | ▶ | ▶ | ▶ | ▶ |
| | (7) 話し合い員との連携 | ▶ | ▶ | ▶ | ▶ |
| | 8 自発的活動支援事業◆ | ▶ | ▶ | ▶ | ▶ |
| | (9) 地域活動参加支援サイト | ▶ | ▶ | ▶ | ▶ |

第6章 計画事業

1 自立に向けた地域生活支援の充実

- 障害者自らが望む生活を選択でき、地域で自立した生活を送るために、日常生活を支援するサービスの充実や生活の場の確保に向けた取組みを進め、生活訓練の機会の確保、保健・医療サービスの充実に努めていきます。さらに、生涯にわたって地域で安心して住み続けられるよう、地域定着促進に向けた支援体制の構築や地域生活を支援するための拠点整備などの検討を行い、障害者が住み慣れた地域で継続して生活できるための支援をしていきます。
- また、障害者が安心してサービスを利用できるよう、事業者への支援や指導を行うことで、サービスの質の向上や職員等の育成を図っていきます。

《主な計画事業》

| 事業名 | 事業概要 |
|----------------------------------|---|
| 1-1-18 日中活動系サービス 施設の整備 | 障害者の就労支援や創作活動等に係る場をより確保するために、民間事業者誘致による日中活動系サービス施設整備を促進する。 |
| 1-1-19 地域生活支援拠点の 整備に向けた検討◆ | 障害者が安心して地域生活を送れるよう、相談支援体制や地域のネットワーク作り、または緊急時の受入やその対応など、障害者の地域生活に必要な機能について支援する施設や拠点等の整備に向けた検討を行う。 本事業は、第4期障害福祉計画の成果目標に定められている事業である。(第7章参照) |
| 1-2-3 障害者施設職員等の 育成・確保 | 障害者施設従事者向けの研修会の実施等により、法改正等の国の動向についての理解促進や利用者支援における職員のスキルアップを図り、職員等の育成についての支援を行う。また、移動支援従事者研修等への支援を行うことにより、福祉従事者の育成を図っていく。 |
| 1-3-1 グループホームの 拡充 | 障害者が地域の中で自立した生活を送れるよう、社会福祉法人等による障害者グループホーム整備費助成や、社会福祉法人等が民間アパート等を借り上げて障害者グループホームを開所する際の初期費用の助成を行うことにより、施設整備を促進する。また、既存施設がサテライト方式 ⁵ により定員数を増やす場合も助成を行う。 |
| 1-3-3 施設入所支援◆ | 施設に入所する障害者に、主として夜間等における入浴、排せつ、食事の介護等を行い、日常生活支援を図る。 |

⁵サテライト方式：地域における多様な住まいの場を増やしていく観点から創設された、新たなグループホームのあり方。共同生活を営むというグループホームの趣旨を踏まえつつ、1人で暮らしたいというニーズにも応えるため、グループホーム本体との連携を前提とし、一人暮らしに近い形態でサービスを提供する。

| 事業名 | 事業概要 |
|--------------------------------------|---|
| 1-4-1 福祉施設入所者の 地域生活への移行◆ | <p>福祉施設入所の障害者が、自ら選択した地域で自立した日常生活又は社会生活を営めるよう、障害福祉サービス等の支援を行い、地域生活移行を進める。</p> <p>本事業は、第4期障害福祉計画の成果目標に定められている事業である。(第7章参照)</p> |
| 1-4-2 入院中の精神障害者の 地域生活への移行 ◆ | <p>退院可能な入院中の精神障害者が、地域で自立した生活を送ることを可能にするため、保健師及び地域活動支援センターが、住居や通所訓練施設の確保等の支援を入院中から行い、地域生活への移行を支援する。</p> <p>本事業は、第4期障害福祉計画の成果目標に定められている事業である。(第7章参照)</p> |
| 1-5-3 自立訓練(機能訓練・ 生活訓練)◆ | <p>障害者に対して一定期間、身体機能又は生活能力の維持・向上のために必要な訓練を行い、自立した日常生活又は社会生活ができるよう支援する。</p> |
| 1-6-1 自立支援医療 | <p>心身の障害の状態の軽減を図り、必要な医療についての支援を行うことで、障害者・児の自立した日常生活又は社会生活を推進する。</p> |
| 1-7-3 利用者負担の軽減 | <p>障害福祉サービス等の利用者負担に対し、様々な軽減策を実施することで利用者負担の軽減を図る。現在区が行っている負担軽減策として、非課税世帯の負担の無料化(平成22年度より)等を実施している。また、平成26年度から国が実施している、就学前の障害児通所施設に係る利用者負担の多子軽減措置に加え、区独自の助成制度を開始することで利用者負担の軽減を図っている。</p> <p>その他、区立障害者施設の給食費や、移動支援等の地域生活支援事業の利用者負担等については、区における負担軽減を継続して実施しており、適切な対応によって障害福祉サービスの利用を支援する。</p> |

- ◆は、障害者総合支援法第87条に規定する厚生労働省の定める基本指針(平成18年厚生労働省告示第395号)において、年度ごとの利用者数、量の見込みを定めることとされた事業です。

2 相談支援の充実と権利擁護の推進

- 障害者の相談内容に応じた確かな支援を行うため、本人に関わる支援者をはじめ、福祉事務所や保健所、相談支援事業所等の関係機関と適宜連携を図りながら、障害者基幹相談支援センターを中心に多面的な支援を行っていきます。併せて、具体的な相談支援体制や関係機関のネットワーク等については、引き続き地域自立支援協議会において議論を深め、充実したものとなるよう検討していきます。
- また、わが国の障害者権利条約の締結を受け、各自治体には障害者の権利の実現に向けた取組みについてより一層の強化が求められています。障害者の人権や意見が尊重され、養護者等による虐待などを受けることなく、安心して生活を送ることができるよう、成年後見制度の普及啓発や障害者虐待防止体制の強化等、障害者の権利擁護についての取組みを推進していきます。

《主な計画事業》

| 事業名 | 事業概要 |
|---------------------------|--|
| 2-1-2 計画相談支援◆ | 障害者・児のニーズに基づくサービス等利用計画(サービス利用支援・継続サービス利用支援)の作成と評価を行い、課題の解決や適切なサービス利用に向けて、よりきめ細かな支援を行う。 |
| 2-1-7 障害者基幹相談支援センターの運営 | 障害者等が住み慣れた地域で自立した生活を送ることができるよう、地域の特性や障害者等の状況に応じたきめ細かな総合相談支援を実施し、障害者の権利擁護や地域移行・地域定着に関する取組み及び関係機関とのネットワーク構築など、支援体制の強化等を推進する相談支援活動の拠点として事業運営を行う。 |
| 2-2-2 成年後見制度の推進◆ | 成年後見制度について、区民向けの学習会の開催やパンフレットの配布等を通じて、普及・啓発を進めるとともに、制度利用についての相談に対応する。また、弁護士等の専門家による個別相談会を開催する。 なお、地域生活支援事業における法人後見養成研修事業については、平成28年度からの事業開始に向けて検討を進めていく。 |
| 2-2-5 障害者・児虐待防止対策支援事業 | 区民向けの講演会の開催や障害者虐待防止リーフレットの配布、障害者施設等従事者への研修会等を通じて広報・啓発活動を進め、障害者虐待防止や早期発見を図る。 障害者虐待の通報窓口や相談を受ける障害者虐待防止センターにおいては、虐待の防止や早期発見、虐待を受けている可能性のある対象者の安全確保と事実確認等の迅速な対応を行う。また、障害者基幹相談支援センターをはじめ、対象者の年齢に応じて子ども家庭支援センターや高齢者あんしん相談センターと連携しながら適切な支援を行うとともに、その他関係する機関との協力体制の整備等、支援体制の強化を図っていく。 |

3 障害者が当たり前に働ける就労支援

- ノーマライゼーションの理念の浸透や大企業を中心としたCSR(企業の社会的責任)の進展などを背景に、障害者の雇用数が増加しています。さらに障害者雇用促進法による法定雇用率の引き上げ(平成25年4月)、障害者雇用納付金制度の改正(平成27年4月)、就労者に対する合理的配慮の提供(平成28年4月)、精神障害者の雇用義務の追加(平成30年4月)など、障害者就労を促進する政策が打ち出されています。
- 一方で、障害者が自らに合った仕事に就き、働き続けるためには、障害特性を踏まえた多様な仕事・就労形態の創出や、職場の上司や同僚の理解と協力などを求める声があり、雇用側と障害者を結び付ける橋渡しが必要となっています。また、身体障害・知的障害・精神障害の他に、発達障害や高次脳機能障害、難病など障害が多様化する中で、それぞれの障害特性や状況に応じた専門性の高い支援が求められてきています。
- そこで、これまで以上に企業及び障害者に対する就労支援や職場定着支援の充実を図るとともに、就労支援センターの専門性を高め、関係機関等との連携強化を図りながらきめ細やかな支援を行っていきます。また、就労の機会拡大を図ると共に、障害の程度に応じた就労への支援として、福祉施設等での就労についても充実するよう努めていきます。

《主な計画事業》

| 事業名 | 事業概要 |
|------------------------------|---|
| 3-1-1 障害者就労支援 の充実 | 障害者の社会参加と自立を促進するため、就労に関する相談・支援等について、障害者就労支援センターを中心に実施する。多様化している障害特性に応じた専門的な支援や相談時間、余暇支援の拡充などを目的として、平成27年度より障害者就労支援センターを委託し、より充実した支援を図る。また、相談室の拡充や訓練作業室の設置を目的として、平成28年度に文京区民センターへ移転する。 |
| 3-2-2 安定した就業継続 への支援 | 就労先への定期的な職場訪問を実施して、就業先での状況確認を行うとともに、個別面談などを通して安定した就業継続が行えるように支援を行う。特別支援学校や職業訓練校、就労移行支援事業所等からの就職者に対しても、各機関との連携を図りながら職場定着支援を実施する。また必要に応じ、ジョブコーチを活用することも視野に入れ個別的な支援に努める。 |
| 3-3-1 福祉施設から 一般就労への移行◆ | 就労移行支援や就労継続支援B型等の福祉施設を利用する障害者が自立した社会生活を営めるように、必要な訓練を行い、一般就労へ移行することを推進する。 本事業は、第4期障害福祉計画において成果目標に定められている事業である。(第7章参照) |
| 3-4-1 区の業務における 就労機会の拡大 | 「障害者就労庁内検討会」の検討を踏まえ、平成26年6月より、庁内での知的・精神障害者のチャレンジ雇用が始まった。直接雇用の担当課と障害者就労支援センターとの連携により、障害者雇用の定着を促進し、更なる拡大につなげていく。 また、区役所内におけるインターンシップ事業の継続や委託業務などの拡大の検討を行い、障害者の就労の機会の拡大や雇用の促進を図る。 |

4 子どもの育ちと家庭の安心への支援

- 障害を早期に発見し、適切な支援につなげるため、福祉部門と教育部門の相談窓口を一本化し、より分かりやすく切れ目のない支援体制の構築を図っていきます。また、新たに設置する児童発達支援センターにおいては、地域の障害児及びその家族への相談支援や他の障害児支援事業所への援助・助言などを実施し、地域の中核的な施設としての役割を担っていきます。
- また、全ての子どもが地域で安心して過ごし育つことのできる社会を目指し、障害の有無に関わらず共に育ちあう環境を整えるとともに、就学児の放課後の居場所づくりを行うことで、家庭の負担感を軽減し、子どもの育ちと家庭の安心に対する支援を行っていきます。

《主な計画事業》

| 事業名 | 事業概要 |
|---------------------------|---|
| 4-1-3 療育相談の充実 | 教育センターでの総合相談事業において、関係機関との連携により、発達に何らかの遅れ等のある子どもの保護者からの相談に応じ、助言、指導を行う。また、必要に応じて専門訓練、グループ指導、療育の事業者の情報提供及び紹介を行う。 |
| 4-2-1 児童発達支援センターの運営 | 児童福祉法に基づく児童発達支援センターを開設し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練を行うとともに、地域の障害児支援に取り組む。 |
| 4-3-6 就学前相談体制の充実 | 専門の委員からなる特別支援教育相談委員会(平成26年度に就学相談委員会から名称変更)を設置し、就学において特別な支援を必要とする児童・生徒が、可能な限り保護者の意見を尊重したうえで、個々のニーズに応じて適切な支援を受けられるようにする。 |
| 4-4-1 総合相談事業の充実 | いじめ、不登校、非行、発達障害、集団不適応等の幼児・児童・生徒の課題及び教育・生活上の悩みに対する予防・発見・解消に向けて、各園・学校と総合相談の各機能の連携を深めながら、効率的・効果的な支援を行う。 さらに、教育センターにおいて教育相談室と療育相談(4-1-3参照)の窓口一元化及び幼稚園・保育園の巡回相談の移管を行い、乳幼児期から学齢期への切れ目のない相談支援を行う。 |
| 4-5-8 b-lab(文京区青少年プラザ) | 平成27年4月に開設する区内初の中高校生向け施設「b-lab(文京区青少年プラザ)」において、全ての中高生にとって魅力的な居場所を提供するほか、文化・スポーツ等の各種講座を実施し、自主性・社会性を促す。 |

5 ひとにやさしいまちづくりの推進

- ひとにやさしいまちづくりの実現にあたっては、ユニバーサルデザインに配慮した福祉のまちづくりを推進します。
- また、まちのバリアフリー、心のバリアフリー、情報のバリアフリーをそれぞれ進めることにより、誰もが地域で安全に快適な生活を送ることができ、障害者に対する偏見や誤解を受けることのない社会とするため、情報発信の強化を含めた様々な取組みを進めていきます。
- さらに、災害時・緊急時に対する支援については、災害弱者となりかねない障害者を的確に支援するため、要援護者情報の確保や人的支援のネットワークの構築を図るとともに、地域コミュニティや支え合いの重要性を基本とした地域づくりを進めます。

《主な計画事業》

| 事業名 | 事業概要 |
|---|--|
| 5-1-3 文京区バリアフリー 基本構想の策定 | 公共交通機関や特定の建築物・道路等の事業者が連携しながら、一体的・面的・継続的なバリアフリーを推進するために、バリアフリー基本構想を策定する。 |
| 5-2-1 障害及び障害者・児に 対する理解の促進(理解 促進研修・啓発事業)◆ | 障害者・児が住み慣れた地域社会において、差別や偏見なく地域の一員として育ち暮らし続けていけるよう、様々な機会を捉えて障害の特性や障害のある人に対する理解を促していく。 |
| 5-3-1 情報バリアフリー ガイドラインの策定 | 障害者が日常生活や社会生活の中で、情報のバリアを感じることなく地域で安心して暮らすために、情報発信方法等において行政が必要な配慮は何かを検討するとともに、情報バリアフリーを推進するためのガイドラインを作成する。また作成したガイドラインを活用して、情報バリアフリーについての理解を深め、だれにでも見やすく分かりやすい情報提供をするための工夫や配慮について区民に周知していく。 |
| 5-4-3 福祉避難所の拡充 | 避難所での避難生活が著しく困難な方を一時的に受け入れ、保護するための二次避難所である福祉避難所について、区内に存する福祉関連施設等と連携・協力して設置箇所数の拡大を図るとともに、福祉避難所が機能するよう設置及び運営方法に関する検討を進める。 |
| 5-5-5 障害者スポーツ等の 推進 | 障害者・児向けスポーツ事業を実施し、スポーツに触れる機会を提供するとともに、スポーツの楽しさや魅力を伝えていく。また、スポーツ施設を改修する際には、バリアフリー化を進めるなど、誰もが利用しやすい施設環境を整備する。 |
| 5-6-1 ボランティア・市民 活動への支援 | ボランティア養成講座や研修等を実施し、地域の担い手を育成するとともに、福祉教育の充実、ボランティア・市民活動情報の収集・提供の強化・向上、コーディネート機能の強化等を図り、地域福祉活動の多様化、活性化を図る。 また、地域活動や交流会等を通じて活動団体間の交流を促進し、ネットワーク化を推進するとともに、活動助成等の支援を充実し、ボランティア・市民活動の輪を広げる。【社会福祉協議会実施事業】 |

第7章

障害福祉計画における成果目標について

国は、障害者総合支援法に基づく第4期障害福祉計画(平成27年度～29年度)の策定にあたり、障害福祉サービス及び相談支援、市町村の地域生活支援事業を提供するための体制の確保が総合的かつ計画的に図られるよう基本指針(脚注4参照)を示しています。

基本指針では、「福祉施設の入所者の地域生活への移行」、「入院中の精神障害者の地域生活への移行」、「地域生活支援拠点等の整備」、「福祉施設から一般就労への移行」の4点を成果目標に掲げ、それぞれ目標値を明確に示すことを定めています。さらに、成果目標を達成するために必要な活動指標を定め、その見込み量を計画の中に示すことも求めています。

1 第4期障害福祉計画における成果目標

(1) 福祉施設入所者の地域生活への移行

(第6章計画事業 1-4-1参照)

国の基本指針では、平成25年度末時点の施設入所者のうち、グループホーム、一般住宅等に移行する者の数を見込み、その上で、平成29年度末における地域生活への移行者の目標値を設定することとしています。

- ◆本区における施設入所支援利用者は、平成25年度末時点で110人となっています。平成27年4月に区内初40人規模の入所施設が開設することから、平成27年度の施設入所利用者数については、新規入所者分として24人の増加を見込んでいます。
- ◆その上で、施設入所者数を平成27年度から毎年2人ずつ減らし、平成29年度末における地域生活移行者数6人と施設入所支援利用者数130人を目標として地域生活への移行の取組みを進めていきます。

(2) 入院中の精神障害者の地域生活への移行

(第6章計画事業 1-4-2参照)

精神障害者を地域で支える環境を整備するため、都道府県においては入院中の精神障害者の退院について、「入院後3か月時点の退院率」及び「入院後1年時点の退院率」、「長期在院者数」に関する目標値を設定することとしています。

- ◆本区では、退院者の地域生活移行の有無についての追跡調査や退院者に対する支援の実施など、今後東京都等と連携して実態把握に努めるとともに、受け入れ態勢を整備し、地域移行を進めていきます。

(3) 地域生活支援拠点等の整備

(第6章計画事業 1-1-19参照)

基本指針では、障害者等の生活を地域全体で支えるシステムを実現するため、障害者の地域生活を支援する機能(相談、体験の機会・場の提供、緊急時の受入・対応、専門性の確保、地域の体制作り等)を集約し、障害者支援施設等に付加した拠点を平成29年度までに少なくとも1か所整備することとしています。

◆本区では、地域の課題や資源等の実情を勘案し、地域自立支援協議会や関係機関等と協議しながら、平成29年度末までの整備が可能となるよう検討を進めていきます。

(4) 福祉施設から一般就労への移行

(第6章計画事業 3-3-1参照)

基本指針では、平成29年度における福祉施設から一般就労への移行についての目標値を、平成24年度の一般就労への移行実績の2倍以上とすることを基本として設定することとしています。

◆本区においては、平成24年度は13人が福祉施設から一般就労へ移行しました。これを受けて、平成29年度中の福祉施設から一般就労への移行者について、平成24年度実績の2倍の26人を目標として、一般就労移行に向けた支援を行っていきます。

2 障害福祉計画の進行管理

国の基本指針では、障害者施策及び関連施策の動向も踏まえながら、少なくとも年1回は実績を把握、分析し、第4期障害福祉計画(平成27年度～29年度)の評価を行うとともに、必要がある場合は計画内容の変更を行うようPDCAサイクルの実施を明記しています。

区においても、国の基本指針に沿って、本章で示した成果目標及び活動指標についての評価を地域福祉推進協議会障害者部会において行うなど、PDCAを確実に実施することで障害福祉計画の進行管理を行っていきます。



- 詳しい内容は、障害者計画の本文をご覧ください。
- 文京シビックセンター 2 階の行政情報コーナー、区立図書館、区ホームページ等でご覧になれます。

ふみ みやこ
「文の京」ハートフルプラン
文京区地域福祉保健計画

障害者計画

平成27年度～平成29年度

平成27年(2015年)3月発行

発行／文京区

編集／福祉部障害福祉課

〒112-8555 文京区春日一丁目16番21号

電話 03-5803-1211

印刷物番号 F0114086

再生紙を使用しています。